

事業者の皆様へ

工場・事業場における騒音・振動関係の 届出および規制等について

《2025年8月更新》

大津市環境部 環境政策課

騒音・振動に関する届出や規制等についての問い合わせ

大津市環境部環境政策課

〒520-8575 大津市御陵町 3-1

Tel 077-528-2735

Fax 077-522-1097

E-mail otsu1121@city.otsu.lg.jp

目 次

1. 騒音・振動を発生する施設を設置する場合等の届出について

- (1) 概要 1
- (2) 騒音・振動を発生する施設として、法・市条例で定める施設 . . 2～4
- (3) 電気、ガス工作物等である特定施設の取扱い 5
- (4) 公害防止管理者制度 5
- (5) 勧告及び罰則等 5
- (6) 届出詳細 6～10

2. 騒音・振動に係る規制基準について

- (1) 騒音に係る規制基準 11
- (2) 振動に係る規制基準 12

3. 騒音・振動対策について 12

！ 注意 ！

行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類の作成を行うことは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

1. 騒音・振動を発生する施設を設置する場合等の届出について

(1) 概要

規制地域内において、騒音規制法や振動規制法（以下「法」、大津市生活環境の保全と増進に関する条例（以下「市条例」）で定める著しい騒音又は振動を発生する施設^(*)（以下「特定施設等」）を工場・事業場に設置する場合等には、大津市長あてに次の届出が必要です。

提出は2部で（正本および副本）、受付後に1部返却します。

行為等	提出期限	届出の種類	その他添付書類	詳細頁
はじめて特定施設等を設置するとき	設置工事開始 30 日前	特定施設等の 設置届出	・ 附近の見取り図 ・ 特定施設等の配置図 ・ 騒音（振動）の防止の方法を示す図書	p.6, 7
法又は市条例の改正により追加された特定施設等が既に設置されているとき	施行後 30 日以内	特定施設等の 使用届出		
特定施設等について下記の変更があるとき ・ 数（増設） ・ 使用方法（使用時刻等） ・ 騒音・振動の防止の方法	係る工事開始 30 日前	特定施設等の 下記変更届出 ・ 数 ・ 使用の方法 ・ 防止の方法	・ その他参考図書 （特定施設の詳細や騒音・振動予測値）	p.8, 9
届出者又は事業場の名称、住所等を変更したとき	事実発生後 30 日以内	氏名等変更届出	特になし	p. 10
全ての特定施設等の使用を廃止したとき		特定施設等の使用 全廃届出		
全ての特定施設等を譲り受け又は借り受けたとき		承継届出		

* 法や市条例で定める施設

＜騒音関係＞

- ・ 特定施設（騒音規制法）
- ・ 騒音発生施設（大津市生活環境の保全と増進に関する条例）

＜振動関係＞

- ・ 特定施設（振動規制法）
- ・ 振動発生施設（大津市生活環境の保全と増進に関する条例）

(2) 騒音・振動を発生する施設として、法・市条例に定める施設について

届出対象施設(移動式のを除く) (○は全て対象、×は対象外)

施設名		騒音関係				振動関係			
		騒音規制法		大津市条例(※1)		振動規制法		大津市条例	
		番号	原動機の定格出力等	番号	原動機の定格出力等	番号	原動機の定格出力等	番号	原動機の定格出力等
金属加工機械	圧延機械	1-イ	合計が22.5kW以上(※2)		×		×		×
	製管機械	1-ロ	○		×		×		×
	ベンディングマシン	1-ハ	ロール式で3.75kW以上	1-イ	ロール式のもの		×	1-イ	○
	液圧プレス	1-ニ	矯正プレスを除く		×	1-イ	矯正プレスを除く(2941kN以上はp.5確認)		×
	機械プレス	1-ホ	呼び加圧能力294kN以上(980kN以上はp.5確認)	1-ロ	○	1-ロ	○(980kN以上はp.5確認)		×
	せん断機	1-ヘ	3.75kW以上	1-ハ	○	1-ハ	1kW以上	1-ロ	○
	鍛造機	1-ト	○ (1t以上のハンマーはp.5確認)		×	1-ニ	○ (1t以上のハンマーはp.5確認)		×
	ワイヤーフォーミングマシン	1-チ	○		×	1-ホ	37.5kW以上	1-ハ	合計が15kW以上
	ブラスト	1-リ	タンブラスト以外で密閉式を除く		×		×		×
	タンブラー	1-ヌ	○		×		×		×
	切断機	1-ル	といしを用いるもの		×		×		×
	自動旋盤機		×	1-ニ	棒材作業用のもの		×		×
	数値制御フライス盤		×	1-ホ	○		×		×
	マシニングセンター		×	1-ヘ	○		×		×
	平削盤		×	1-ト	○		×	1-ニ	○
	グラインダー		×	1-チ	工具用及び精密加工用のものを除く。 亜鉛版用のものを除くは2台以上		×		×
	自動やすり目立機		×	1-リ	5kW以上		×		×
空気圧縮機及び送風機		2	7.5kW以上(※3)	2-イ	3.7kW以上		×		×
圧縮機			×	2-ロ	空気圧縮機以外で、3.7kW以上	2	7.5kW以上(※4)	2	熱交換機能を有するものを除き、3.7kW
粉砕機	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	3	7.5kW以上	3-イ	○	3	7.5kW以上	3-イ	3.75kW以上
	食品加工用粉砕機		×	3-ロ	○		×		×
	その他の用に供する粉砕機		×	3-ハ	破砕機及び摩砕機を含む		×	3-ロ	3.7kW以上(破砕機及び摩砕機を含む)
織機		4	原動機を用いるもの		×	4	原動機を用いるもの		×
繊維機械	紡績機械		×	4-イ	○		×		×
	編組機		×	4-ロ	2台以上		×		×
	撚糸機		×	4-ハ	○		×		×
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	5-イ	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量0.45m ³ 以上のもの	5-イ	気ほうコンクリートプラントを除く		×	4	○
	アスファルトプラント	5-ロ	混練機の混練重量200kg以上	5-ロ	○		×		×
	コンクリートブロックマシン		×		×	5	合計が2.95kW以上		×
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		×		×		合計が10kW以上		×
	穀物用製粉機	6	ロール式で7.5kW以上		×		×		×

(次ページにも続きます。)

施設名		騒音関係				振動関係			
		騒音規制法		大津市条例（※１）		振動規制法		大津市条例	
		番号	原動機の定格出力等	番号	原動機の定格出力等	番号	原動機の定格出力等	番号	原動機の定格出力等
木材加工機械	ドラムパーカー	7-イ	○		×	6-イ	○		×
	チップパー	7-ロ	2.25kW以上	6-イ	○	6-ロ	2.2kW以上		×
	碎木機	7-ハ	○		×		×		×
	帯のご盤	7-ニ	製材用は15kW以上、木工用は2.25kW以上	6-ロ	○		×		×
	丸のご盤	7-ホ	製材用は15kW以上、木工用は2.25kW以上	6-ハ	○		×		×
	かなな盤	7-ヘ	2.25kW以上	6-ニ	○		×		×
抄紙機		8	○		×		×		×
印刷機械		9	原動機を用いるもの		×	7	2.2kW以上		×
ロール機			×	7	金属及び食品加工用を除く		×		×
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機			×		×	8	カレンダーロール機以外で30kW以上		×
合成樹脂用射出成形機		10	○		×	9	○		×
合成樹脂成形加工機械			×	8	○		×	5	○
鋳造型機		11	ジョルト式のもの		×	10	ジョルト式のもの		×
エア－ハンマ			×	9	○		×		×
走行クレーン			×	10	吊り上げ能力5トン以上		×	6	吊り上げ能力5トン以上
工業用動力ミシン			×	11	3台以上		×		×
紙工機械			×	12	合計が3.7kW以上		×	7	合計が15kW以上
遠心分離器			×	13	直径1.2m以上		×	8	直径1.2m以上
集じん機			×	14	○		×		×
かくはん機			×	15	3.7kW以上		×		×
電気炉			×	16	鉄鋼及び非鉄金属製造用のもの		×		×
ロータリーキルン			×	17	○		×		×
冷凍機及び空調機			×	18	室外機に圧縮機を有し、7.5kW以上		×		×
スチームクリーナー			×	19	7.5kW以上		×		×
石材用の切断機及び切削機			×	20	○		×		×

※１ 大津市生活環境の保全と増進に関する条例

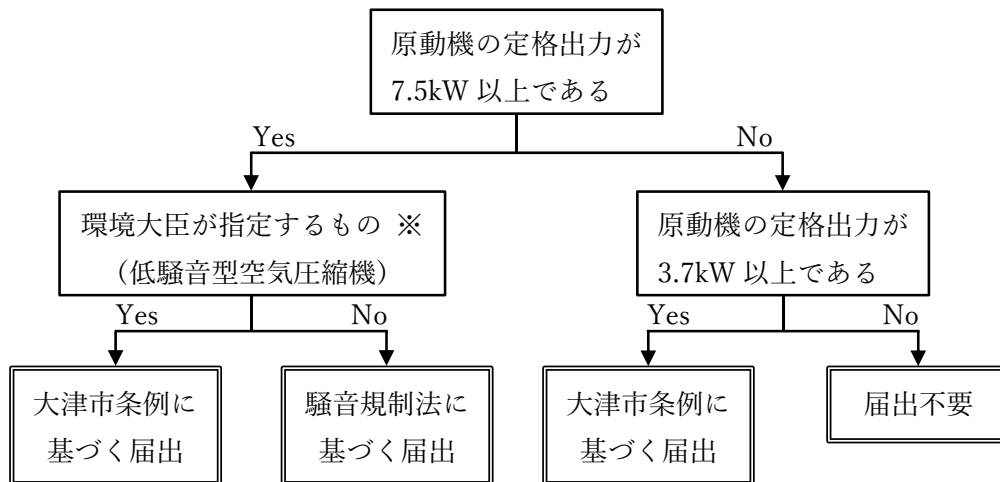
※２ 1馬力＝0.746kW

※３ 空気圧縮機については、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものは除く。（p.4参照）

※４ 一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものは除く。（p.4参照）

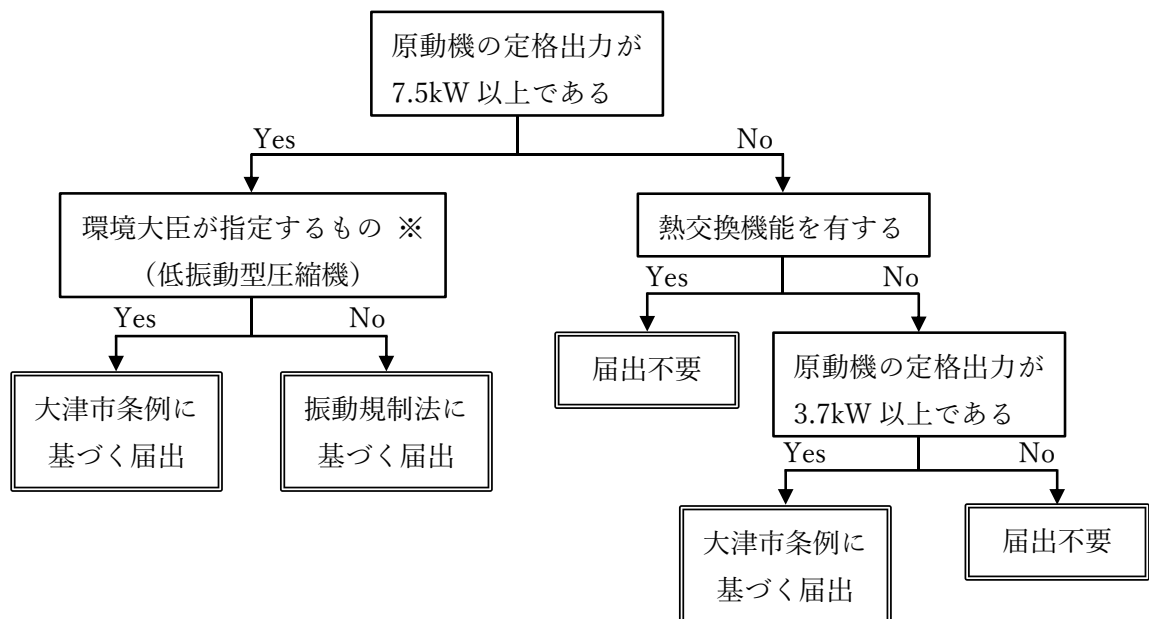
※ 法に基づく届出を行っている工場・事業場は、
市条例に基づく騒音発生施設・振動発生施設の設置等の届出は必要ありません。
 また、法と市条例でそれぞれ届出様式および対象施設は異なります。

●騒音関係の空気圧縮機



※一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する空気圧縮機
(環境大臣が指定すべき機器は現状では存在しません。)

●振動関係の圧縮機



※一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機
(低振動型圧縮機として環境大臣による型式指定を受けたものは、環境省ホームページ https://www.env.go.jp/page_00429.html を参照)

（３）電気・ガス工作物等である特定施設の取扱い

電気事業法第２条第１項第１６号に規定する電気工作物、ガス事業法第２条第１３項に規定するガス工作物又は鉱山保安法第１３条第１項に規定する建築物、工作物その他の施設である特定施設は電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定が適用されますので、特定施設の設置・変更届出等はありません。

ただし、規制基準を遵守する義務はあります。

（４）公害防止管理者制度

下記の業種の工場において、該当する施設を設置している場合は騒音・振動関係の公害防止管理者等を選任し、選任した日から３０日以内に届出しなければなりません。公害防止管理者は、公害防止管理者試験に合格するか、資格認定講習（実務経験など受講資格が必要です。）の課程を修了する必要があります。詳しくはお問い合わせください。

区分	騒 音	振 動
業種	①製造業、②電気供給業、③ガス供給業、④熱供給業	
施設	・機械プレス （呼び加圧能力が 980kN 以上） ・鍛造機 （落下部分の重量が 1t 以上のハンマー）	・液圧プレス （矯正プレスを除き、呼び加圧能力が 2,941kN 以上） ・機械プレス （呼び加圧能力が 980kN 以上） ・鍛造機 （落下部分の重量が 1t 以上のハンマー）

（５）勧告及び罰則等

●勧告及び命令

・計画変更勧告

特定施設の設置又は変更の届出による計画が、事業場から発生する騒音・振動の規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれると認められるときは、届出を受理した日から３０日以内に、計画を変更すべきことを勧告することがあります。

・改善勧告

事業場から発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認められるときは、改善すべきことを勧告することがあります。

・改善命令

計画変更勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は改善勧告に従わないときには、その勧告に従うべきことを命ずることがあります。

●報告及び検査

・報告の徴収

特定施設の状況等について報告を求めることがあります。

・立入検査

特定施設その他の物件について立入検査をすることがあります。

●罰則

改善命令に違反したとき、届出を怠ったとき、あるいは報告又は検査を拒んだとき等には、罰則を適用することがあります。

(6) 届出詳細

法と市条例では届出様式はそれぞれ異なります。提出部数は2部で受付後に1部返却します。

●届出様式の掲載場所について

大津市ホームページ (<http://www.city.otsu.lg.jp>)

事業者向け>ごみ・環境対策>騒音・振動>騒音・振動関係届出書(騒音規制法等)について

●特定施設等の設置届出

工場又は事業場にはじめて特定施設等を設置する場合は、下表の届出が必要になります。

届出事由	騒音	振動	提出期日
はじめて 設置するとき	設置届出書	設置届出書	設置工事 開始 30 日前

【必要記載事項】(p9 の記載例をご参照ください。)

- ・届出者
当該届出義務者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名を記入してください。
(代表者以外の者を記入される場合は、届出に関する権限についての委任状を添付してください。)
- ・住所
法人にあっては、主たる事務所又は本店の所在地を記入してください。
- ・工場又は事業場の名称及び所在地
特定施設等が設置されている工場又は事業場の名称及び所在地を記入してください。
- ・工場又は事業場の事業内容
金属プレス製品製造業、印刷業、自動車部品製造業等その事業内容を具体的に記入してください。
- ・常時使用する従業員数
常時使用する従業員数には、事務員も含まれます。ただし、短期間のアルバイト等は含みません。
- ・騒音及び振動の防止の方法
騒音の防止の方法として、消音器の設置、音源室内の吸音板の設置、二重窓の設置、遮音壁の設置等が考えられます。
振動の防止の方法として、防振ゴムの設置、防振架台の設置、防振継手の設置等が考えられます。
騒音及び振動の防止に関する措置を具体的に、出来る限り図面、表等を利用して記載してください。
- ・特定施設等の種類
「1-ホ 機械プレス」のように記入してください(施設の番号は p2, 3 の表を参照)。
ただし、欄内に書ききれない特定施設等を設置する場合は、別紙をコピーして記入してください。
- ・型式、公称能力、数
型式、公称能力が同じものについては、まとめて記入してください。
- ・使用時間及び終了時刻

※騒音及び振動の両方に該当する特定施設等を設置する場合

騒音及び振動それぞれについて、特定施設等の設置届出書の提出が必要になります。

●特定施設等の使用届出 (記載内容、添付書類は上記の設置届出に準じます。)

法や市条例の改正等により、工場又は事業場に設置している施設が特定施設等に該当する施設となった場合、設置届に準じて届出なければなりません。

届出事由	騒音	振動	提出期日
法又は市条例の改正により追加された対象施設があるとき	使用届出書	使用届出書	法や市条例の施行後 30 日以内

記載例 (設置：騒音規制法) 機械プレス 294 kN(30 t)を2基、送風機 7.5 kW を3基設置するとき

特 定 施 設 設 置 届 出 書					
(宛先) 大 津 市 長				令和〇〇年 〇〇月 〇〇日	
届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつてはその代表者の氏名				大津市〇〇町1-1 ××工業株式会社 代表取締役 大津一郎	
騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。					
工場又は事業場の名称	××工業株式会社		※整理番号		
工場又は事業場の所在地	大津市〇〇町1-1 電話番号×××-××××		※受理年月日	年 月 日	
工場又は事業場の事業内容	金属 ^{ﾌﾟﾚｽ} 製品製造業		※施設番号		
常時使用する従業員数	20人		※審査結果		
△騒音防止の方法	別紙のとおり。		※備 考		
特定施設の種類の	型式	公称能力	数	使用開始時刻	使用終了時刻
1-ホ 機械プレス	A-30	294kN(30t)	2	9:00	19:00
2 送風機	F-10	7.5kW	3	8:30	18:30
参考事項	工事着工予定年月日	令和〇〇年〇月〇日	使用開始予定年月日	令和〇〇年〇月〇日	

別 紙		騒音・振動の防止の方法（特定施設の使用の方法）	
	新設	新設	
特定施設の種類の	1-ホ 機械プレス	2 送風機	
型 式	A-30	F-10	
公 称 能 力	294 kN (30 t)	7.5 kW	
数	2	3	
騒音・振動の防止の方法 (特定施設の使用の方法)	・敷地境界から可能な限り離す。 ・防振ゴム設置	・敷地境界から可能な限り離す。 ・防音フード設置	

★書ききれない場合は別紙をコピーして記入してください。

★網掛け部分を記入してください。

添付書類

- ☐ 1 附近の見取り図
- ☐ 2 特定施設の配置図（敷地境界線までの距離を記入してください。）
- ☐ 3 騒音（振動）の防止の方法を示す図書
- ☐ 4 その他参考図書
 - ・特定施設の構造図（カタログ等、騒音（振動）値がわかるもの）
 - ・敷地境界線上における騒音（振動）予測値の計算書（必要に応じて）

●特定施設等の数等の変更届出

特定施設等の数等を変更するときは下記の表に基づき、届出が必要になります。

—：届出不要

届出事由	騒音	振動	提出期日
数変更※ ¹	特定施設等の <u>種類ごと</u> の数変更届出書	特定施設等の <u>種類及び能力ごと</u> の数変更届出書	<u>設置工事開始 30日前</u>
使用方法（開始・終了時刻等）の変更※ ²	—	特定施設等の使用の方法変更届出書	
騒音・振動防止の方法の変更※ ³	騒音の防止の方法変更届出書	振動の防止の方法変更届出書	

但し、次の場合には届出の必要は**ありません**。

※1 ・騒音：特定施設等の種類ごとの数を減少する場合
特定施設等の種類ごとの数を直近の届出の2倍以内の数に増加する場合
(例：10 → 20 基なら届出不要、10 → 21 基なら届出必要)

・振動：特定施設等の種類及び能力ごとの数を増加しない場合

※2 届出している使用開始から終了までの時刻内での変更

※3 ・両方：騒音・振動の大きさの増加を伴わない変更

☆数変更についての注意事項☆

・騒音は「種類ごと」、振動は「種類及び能力ごと」の数変更に届出が必要になります。

・振動は1つでも種類及び能力ごとの数増加があった場合に届出が必要となります。

例) 空気圧縮機 15kW を2基設置している工場

数変更の例	騒音	振動
①空気圧縮機 15 kW を3基増設する場合	○	○
②空気圧縮機 15 kW を1基増設する場合	※	○
③空気圧縮機 15 kW を1基廃止する場合	※	※
④液圧プレス 100 t を1基増設する場合	○	○
⑤空気圧縮機 15 kW のうち1基を7.5 kW に変更する場合	※	○

※は届出の必要がありません。任意で数変更届を提出された場合は、受理させていただきます。

記載例 (数変更：騒音規制法)

空気圧縮機 15kW を 2 基設置している工場にて、液圧プレス 100t を 1 基増設する場合の届出。

特定施設の種類の数変更届出書									
(宛先) 大 津 市 長				令和〇〇年 〇〇月 〇〇日					
届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつてはその代表者の氏名				大津市〇〇町 1 - 1 ××工業株式会社 代表取締役 大津一郎					
騒音規制法第 8 条第 1 項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。									
工場又は事業場の名称		××工業株式会社		※整理番号					
工場又は事業場の所在地		大津市〇〇町 1 - 1 電話番号×××-××××		※受理年月日		年 月 日			
				※施設番号					
				※審査結果					
				※備 考					
特定施設の種類の	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻		
			変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
1-ニ 液圧プレス	B-50	100t	0	1	—	8 : 00	—	20 : 00	
2 空気圧縮機	A-10	15kW	2	2	8 : 30	8 : 30	18 : 30	18 : 30	
参考事項	工事着工予定年月日		令和〇〇年〇月〇日		使用開始予定年月日		令和〇〇年〇月〇日		

別 紙

騒音・振動の防止の方法（特定施設の使用の方法）

	変更前	変更後	変更前	変更後
特定施設の種類の	—	1-ニ 液圧プレス	2 空気圧縮機	2 空気圧縮機
型 式	—	B-50	A-10	A-10
公 称 能 力	—	100 t	15 kW	15 kW
数	—	1	2	2
騒音・振動の防止の方法 (特定施設の使用の方法)	—	・敷地境界から可能な限り離す。 ・防振ゴム設置	・敷地境界から可能な限り離す。 ・防音フード設置	・敷地境界から可能な限り離す。 ・防音フード設置

★書ききれない場合は別紙をコピーして記入してください。

★網掛け部分を記入してください。

添付書類

- ☐ 1 附近の見取り図
- ☐ 2 特定施設の配置図（敷地境界線までの距離を記入してください。）
- ☐ 3 騒音（振動）の防止の方法を示す図書
- ☐ 4 その他参考図書
 - ・特定施設の構造図（カタログ等、騒音（振動）値がわかるもの）
 - ・敷地境界線上における騒音（振動）予測値の計算書（必要に応じて）

●その他の届出

その他にも下記の事由が変更された場合は各種届出が必要になります。

届出事由	騒音	振動	提出期限
届出者の氏名、住所等を変更したとき※ ⁴	氏名等変更届出書	氏名等変更届出書	<u>事実発生後 30日以内</u>
<u>全ての</u> 特定施設等を廃止したとき	使用全廃届出書	使用全廃届出書	
<u>全ての</u> 特定施設等を譲り受け、借り受けたとき※ ⁵	承継届出書	承継届出書	

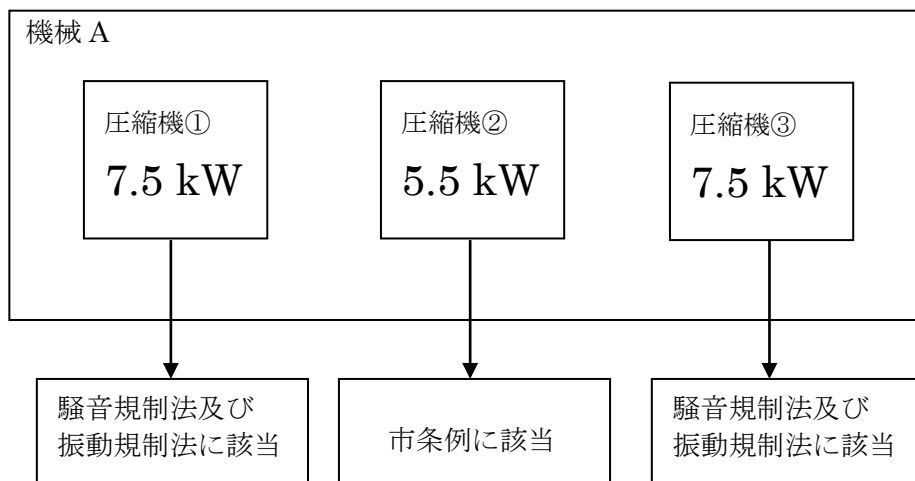
※⁴ 氏名又は名称及び住所、法人にあってはその代表者の氏名
工場又は事業場の名称及び所在地

※⁵ 特定施設等の全てを譲り受けたとき、又は借り受けたとき
届出をした者について相続があったとき
届出をした者について合併があったとき

●届出全体の注意事項

- ・空気圧縮機の定格出力の考え方（冷凍機及び空調機もこれに準じます。）
→ 原動機の空気圧縮機が複数存在する場合…それぞれを単体として考えます。
（複合機の中で、空気圧縮機がそれぞれ単独で動くものが存在するため）

例 1つの機械 A の中に空気圧縮機が 3 基（7.5kW、5.5kW、7.5kW）含まれる場合
→ 騒音規制法及び振動規制法に基づき空気圧縮機 7.5 kW 2 基について届出を行います。（ $7.5 + 5.5 + 7.5 = 20.5$ kW の空気圧縮機 1 基とは考えません。）



ただし、規模要件に定格出力の合計と書いてあるもの（圧延機械等）は、合計で届出します。

2. 騒音・振動に係る規制基準について

(1) 騒音に係る規制基準

指定地域（騒音について規制する地域として、市長が指定した地域）内の法・市条例に基づく特定施設・騒音発生施設を設置している工場又は事業場は、敷地の境界線上において次の規制基準を守らなければなりません。

(単位：デシベル)

時間の 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から翌日 の午前6時まで
第1種区域	45	50	45	40
第2種区域	50	55	50	45
第3種区域	60	65	65	55
第4種区域	65	70	70	60

第2種区域、第3種区域、第4種区域の学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内における当該基準は、この表の規定にかかわらず、この表の値からそれぞれ5デシベル減じた値となります。

*** 測定方法については「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」第1条第1項備考（環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/hourei/> から確認できます）をご覧ください。**

<区域の区分について>

区域の区分は概ね下記のとおりですが、一部これと異なる地域があります。詳しくは、市役所環境政策課にある地図で確認して下さい。

区域の区分 (騒音)	対応する都市計画法による都市計画区域等
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、都市計画区域外の一部
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種区域	工業地域、工業専用地域

(参考 騒音の大きさの例)

騒音レベル(デシベル)	例
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛（前方2m）
100	電車が通るときのガードの下
90	大声による独唱
80	地下鉄の車内
70	電話のベル
60	普通の会話
50	静かな事務所
40	図書館の中
30	ささやき声

※ 上記は、一つの目安です。

(2) 振動に係る規制基準

指定地域（振動を防止する地域として、市長が指定した地域）内の法・市条例に基づく特定施設・振動発生施設を設置している工場又は事業場は、敷地の境界線上において次の規制基準を守らなければなりません。

(単位：デシベル)

時間の 区域 の区分	昼間	夜間
	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 翌日午前8時まで
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

第2種区域の学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内における当該基準は、この表の規定にかかわらず、この表の値からそれぞれ5デシベル減じた値となります。

*** 測定方法については「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」第1条第1項備考（環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/hourei/> から確認できます）をご覧ください。**

<区域の区分について>

区域の区分は概ね下記のとおりですが、一部これと異なる地域があります。詳しくは、市役所環境政策課にある地図で確認して下さい。

区域の区分 (振動)	対応する都市計画法による都市計画区域等
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、都市計画区域外の一部
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

3. 騒音・振動対策について

特定施設等を設置する場合、次のような事柄に気をつけ、騒音・振動の発生防止に努めましょう。

○建物建築時

- ・騒音を発生する施設を設置する予定の建物を建築する際、遮音性能のよいものとする。

○施設設置時

- ・施設導入の際は低騒音・低振動型のものを選定する。
- ・騒音・振動を発生する施設は、敷地境界から離して設置する。
- ・消音器や防音壁を設置する。
- ・建物の遮音性能を向上させる。（吸音材の貼付、開口部の閉鎖など）
- ・著しい振動を発生する施設は、吊り基礎、浮き基礎、防振ゴム・バネ等により支持する。

○施設導入後

- ・建物内に設置の場合、窓や扉の開放による音漏れに注意する。
- ・早朝・深夜、休日の使用にあたっては、騒音・振動発生防止に特に気をつける。
- ・機械の空運転をつつしむ。